

移管後の運営に係る基本事項（聚楽保育所）

※ 以下の各事項において、「当分の間」とは、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間とします。

I 保育所運営等

1 保育所運営	
定員・運営	保育所又は認定こども園（幼保連携型又は保育所型）として運営すること 就学前までの6年間を見通した継続した保育を実施保障すること 移管対象聚楽保育所の過去3年度の歳児別受入割合に沿ったの平均を下回らない児童の受入れが可能な体制を行う確保すること（別紙1参照）
開所時間	月～土曜日まで以下の開所時間を確保すること 7時00分～19時00分
休所日	日曜日、祝日及び12月29日～1月3日のみとすること
乳児保育	産休明けから（生後57日以降）の保育を実施すること
費用負担	移管日の前日に在所している児童については、市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保護者に求めないこと（別紙2参照） やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会において協議したうえでのうえ、過半数以上の保護者の同意を得て実施すること
保健・衛生	給食施設・設備をはじめ施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること 児童に対しては、現在市営保育所で実施している検診種別・頻度を継承すること（0歳児に対する年12回の検診を実施すること等）（別紙3参照）
安全管理	消防計画を策定し、避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること AEDを設置し、定期的に救命救急に関する研修を行うこと
苦情処理	苦情処理の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置）
その他	その他、国・市などの法令、通知等を遵守し、児童の健全な発育・発達を促すこと
2 職員について ※ 移管後に当該保育所を認定こども園として運営する場合、「保育士」は「保育教諭」と読み替える。	
職員数	本市の基準に基づく保育士等を確保すること 障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置すること
施設長	専任の施設長とし、次のいずれかを満たすこと ・社会福祉事業の経験15年以上（うち認可保育所経験3年以上） ・認可保育所での保育経験12年以上 ・社会福祉事業の経験4015年以上（うち認可保育所施設長36年以上） または、 ・市営保育所施設長と同様の基準を満たす者を専任の施設長とすること
保育士	次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること ・保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）として経験4012年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上あり、3年以上の障害児保育経験を有するの保育士を2人以上（うち1人は3年以上の乳児保育経験のある者） ・保育士等として経験5年以上の保育士を1/3以上 なお、 ・平成28年度時点における聚楽保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないこと
引継ぎ・共同保育	市が指定する引継期間において、市が指定する職員（保育士、アレルギー除去食の知識・経験のある調理員）を配置すること（※） ※ 移管前年度の 4月～9月 施設長予定者、主任保育士予定者、調理員予定者 原則週1回 10月～12月 施設長予定者 原則週1回、主任保育士予定者、調理員予定者 原則週5回 1月～3月 施設長予定者、主任保育士予定者、担任予定者（各クラス1名） 調理員予定者1名 原則週5回 引継・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後も継続して当該保育所で保育に従事すること 引継ぎ・共同保育にあたっては、移管日の前日までの聚楽保育所の勤務シフトに準じた引継ぎ・共同保育体制を確保すること 移管前に移管対象聚楽保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引き続き移管を受けた保育所において現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務できるよう努めるさせること 移行期間としての共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に対して誠実に応じ、適切に対処すること
職員の育成	共同保育期間において当分の間は、下記をはじめとする市が指定実施する市営保育所職員研修に出席させること 〈階層別研修〉 - 新規採用保育士研修（1年目）、初任保育士研修（3年目） - 中堅Ⅰ保育士研修（8年目）、中堅Ⅱ保育士研修（15年目） - 中堅Ⅲ保育士研修（20年目）、主任研修 〈分野別研修〉 - 乳児保育担当者研修、幼児保育担当者研修、障害児保育担当者研修、 - 造形研修、地域子育て支援拠点事業担当者研修、調理師研修 保育士に、保育の質の向上を目的とする「自己評価チェックシート」等を用いて自らの保育実践を評価させ、職員相互の話し合い等を通じて保育所全体の保育の内容に関する認識を深めることで、専門性および保育の質の向上のための課題を明確にし、その保育実践の改善を図ること その他職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこと

3 その他	
第三者評価の受審	移管後、3年以内に第三者評価を受審し、 移管に関する検証を実施するとともに、その結果を公表すること 移管後の運営については、衆案保育所が平成25年度に受審した一般社団法人京都府保育協会「福祉サービス等第三者評価」と同様・類似の評価項目において、また総合的に見て、その結果を下回ることがないよう努め、これを下回った場合は、ただちに改善し、その結果を公表すること
三者協議会の設置	当分の間は、三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整するとともに、別紙4に基づく三者協議会で決定された事項については遵守すること(別紙4参照) 保育体制の確保(ただし保育標準時間の時間帯に限る)等、保護者代表の出席に配慮すること(年5回程度、1回1～2時間程度)
情報開示	保育所の運営状況、法人の経営状況等の積極的な情報開示に努めること
基本事項の遵守状況の検証	本市が、移管後の運営に係る基本事項の遵守状況について検証を行うに当たっては、市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときには協力する これに必ず応じる こと
内容の変更	移管日の前日に在所している児童が卒所した後にあっても、基本事項の内容の変更にあたっては、保護者の理解を得よう努める 保護者と協議の上、過半数以上の保護者の同意を得ること
基本事項に違反した場合の取扱い	申請の資格又は基本事項の違反が認められた場合は、本市 および保護者 からの損害賠償請求に応じること 移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、他の法人等が当該保育所の運営を行うまでの間、利用者の保育を保障すること 当該保育所の運営を速やかに京都市に返還し、これに係る費用の損害賠償請求に応じること
保護者対応	保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に 必ず対応するとともに、誠意をもって解決 すること
その他	現在法人が運営する既設の保育所を廃止又は大幅縮小しないこと 移管を受けた保育所の運営を他の法人等に委託しないこと 建物を譲渡又は担保に供さないこと 建物は所有権移転登記後直ちに法人の基本財産に編入すること 当該保育所と地域住民との関係を維持し、地域に根差した保育所・園であり続けること

II 保育内容等

保育内容全般	保育所保育指針に沿いながら 則り 、現在市営保育所が実施している保育内容(子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切に保育。「市営保育所 保育のガイドライン」参照)を尊重 遵守 し、保育運営を行うこと
障害児保育	京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し、障害児保育を 積極的に 実施すること 現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を 確実に 引き継ぐとともに、卒所又は退所までの保育を 必ず 保障すること
配慮の必要な子どもの受入れ	アレルギーのある子ども、障害児(疑いのある子を含む)、被虐待児(疑いのある子を含む)、家庭支援の必要な子ども(疑いのある子を含む)、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れるよう努めること
年間行事	当分の間は、現在の行事(数、種目、内容等)を維持すること(別紙5参照)
宗教的な保育	当分の間は、宗教的な行為(お祈り、講話等)や行事は行わないこと 子どもおよび保護者の信教の自由に十分に配慮し、保育理念や方針、目標、具体的な保育実践や行事等において宗教性を排すること (クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可)
給食・調理	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画を策定し、計画に基づき食事の提供を行うこと 当該保育所の調理室において調理した給食を提供すること 食材の安全性を確保し、その情報を公開すること 栄養士による献立作成を行うこと 食物アレルギー等、一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態に応じた食事の提供を行うこと 幼児に対する主食(月～土)の提供を行うこと 土曜日の給食の提供を行うこと
子育て支援事業	園庭開放、子育て相談等、地域子育て支援事業を実施すること

市営保育所の民間移管に係る三者協議会について

1 設置の目的

市営保育所の民間移管に関して、入所児童等への影響が最小限となるよう、保護者、移管先法人等及び京都市の三者が協議する場（以下「三者協議会」という。）を設置し、移管に当たっての課題等について協議するもの。

2 構成

(1) 保護者

保護者代表（各クラス~~1名~~ **2名以上**）

(2) 移管先法人等

園長（予定者）、主任保育士（予定者）

(3) 京都市

聚楽保育所 所長（移管時まで）、副所長（共同保育終了時まで）

保育課 担当課長 2名

(4) その他

三者協議会において必要と認めた者

なお、三者協議会の招集権は保護者、移管先法人等、京都市の三者が持ち、このうち一者が必要に際して三者協議会の招集を提起した場合、他の二者は必ずこれに応じなければならない。

また、三者協議会は保護者代表の3分の2以上の出席（委任状を含む）および過半数以上の実出席をもって成立する。

3 協議事項

(1) 引継ぎ及び共同保育の内容に関すること

(2) 移管後の保育所等の保育の内容に関すること

(3) その他移管後の保育所等の運営に関し必要とすること

なお、「移管後の運営に係る基本事項」の内容の変更をはじめとして、子どもと保護者の利害に関わる重要な事項については、三者協議会において協議のうえ、臨時の保護者総会において議決する。この場合、保護者総会の成立要件および議決要件は、現行の聚楽保育所保護者会の会則に準じる。

4 設置時期

平成29年4月（予定）

5 開催頻度

年5回程度（予定）（臨時開催あり）

6 設置期間

移管日の前日に在籍しているすべての児童が移管後の保育所等を退所するまでの期間。ただし、三者協議会で~~協議~~ **のうえ、保護者総会での議決**により、これを短縮し、又は延長することができる。

7 開催場所

聚楽保育所及び移管後の保育所。必要に応じて、三者協議会で協議~~して~~ **のうえ**、開催場所~~を~~ **の変更を決定**することができる。

8 傍聴

聚楽保育所及び移管後の保育所に入所している児童の保護者及び聚楽保育所及び移管先法人等の職員は、会議を傍聴することができる。